

(平成11年度外務省委託研究報告書)

21世紀の国際社会とイスラーム世界

平成12年3月

財団法人 日本国際問題研究所

第3章 イスラーム世界の民主化—中東の視点から—

松本 弘

1. はじめに

現在、途上国の民主化は世界的問題関心のひとつとなっている。それは、冷戦崩壊後の「新世界秩序」のための重要な柱と期待されてきたし、最近の「市民社会論」とも深い関わりを持つものと位置付けられている。さらに、途上国への様々な開発援助・支援が行われる際の実質的な判断基準のひとつとなる場合もある。そして、ムスリムが人口の多数を占める、いわゆるイスラーム諸国、イスラーム世界がそれら途上国のより大きな部分を占めることから、イスラームと民主化といった問題も注目を集めている。

しかし、イスラームという宗教と民主化という政治現象を、短絡的に結び付けるような観点や考察に筆者は懐疑的である。たとえ、イスラーム復興主義とみなされる勢力が民主化を求める主体である場合でも、民主化に関わる政治的な変化や事件・事象については、個別的・実体的な社会の状況や背景が確認されなければならない。しかし一方、個別の事例を並べるだけでは、本報告書が主題とするような、より大きな政治的・社会的変化を論じることはできない。それゆえ、ここではイスラーム世界の中で中東地域を取り上げ、中東地域に見られる民主化の一般的傾向を考察することにより、イスラーム世界の民主化を考える一助としたい。

では、中東全体における民主化には、一体どのような共通点が認められるのか。また、中東各国の事例には、どのような相違点が存在するのか。これら両者、いわば中東諸国の民主化に関わる一般性と特殊性が、本稿の基本的な問題関心である。この問題の枠組みは大きく、ここですべてを詳述するというのは困難ではある。しかし、これまでの研究では各国の事例を扱ったものが多く、そのような事例を並べて、中東全体という枠組みで論じたものは少ない。それゆえ、本稿では最初に各国の事例を概観し、そこから中東の民主化に関わる一般性と特殊性を読み取るという作業を試みたい。

その前に、ここで中東諸国の民主化に関わる、これまでの評価をまとめておく。但し、民主主義の概念や定義及び民主主義とイスラームの関係といった問題は、扱わない。また、中東諸国の民主主義の現状に対しては、一般に否定的な評価が多く、それには「民主化の不在」といった表現が使われている。最近では、そのような評価に対する反論も出されているが、本稿ではこの論争も扱わない^(註1)。もちろん、民主主義とは何かという前提を設けずに民主化は議論できないが、本稿の主題は後述するように、民主主義や民

民主化そのものではなくて、中東諸国の民主化に関わる政治的な変化にある。それは、民主主義という視点から中東諸国を見るのではなくて、中東諸国の最近の変化を民主化を通して見ようとするものである。民主化論の中東版ではなく、中東地域研究のなかの民主化という観点ゆえに、中東に民主主義が存在するか否かといった関心や議論は、ここでは割愛することとする。

中東諸国の民主化に関しては、既に様々な研究があるが、本稿の観点に沿うような考察や評価としては、以下の4つが挙げられる^(註2)。うち2つは、中東という枠組みで論じられている。最初は、N.N. Ayubiによる研究である。80年代においては、権威主義体制に対する西洋的な民主主義の価値に基づく抵抗運動は相対的に弱く、イスラーム復興主義による抵抗の方が強かった。そこでは、イスラーム復興主義の非民主的、非リベラル的、非世俗的性質が、各国政府にその自由化政策を慎重なものさせた。90年代に入って民主化が生じるが、その原因とされる諸理論（経済発展と民主化との関連、など）は、いずれも現実には様々なパターンがあり（より貧しい国の方が民主化が進んでいる、など）、一般化は不可能である。中東全般の民主化の特徴としては、政治の自由化・多元化を指摘できるが、その特徴は「化粧品のような民主主義cosmetic democracy（外国、特にアメリカに示すための表面的な民主主義）」、「ストリート・ポリティックス（スト、デモ、暴動）」、政党や組合以外の利益団体（各種協会など）、国民憲章といったものにある。

一方、H. Deeganは、植民地の経験や経済の対外的依存性、市民権の脆弱性、イスラーム、社会経済的変化という特徴から中東諸国の現状を分析し、第三世界の民主化と中東の民主化との相違点を明らかにすることを試みている。その結論では、人口移動と市民権の問題が強調される。この2つの問題が、中東諸国において国民統合が進まない大きな要因と捉えられ、国民統合が不十分であることが、民主化に関わる諸問題の最大の背景と位置付けられている。

他の2つは、アラブ世界という枠組みで論じられている。S.E. Ibrahimは、社会的・経済的中間層が新たに形成されていたが、湾岸戦争後にその上部は自由や人権、民主主義を求め、その下部は既存の体制に挑むイスラーム復興主義を支持したと述べている。民主化や自由化は、前者の要請に応えるかたちで進行し、それは各国間で相互作用を生んで加速化されたが、後者は警戒されたままだった。その後、エジプト等で民主化が後退したが、その理由はアラブの民主化そのものが持つ脆弱性とイスラーム復興主義勢力との対立に求められる。

一方、N. Ghadbianは湾岸戦争ではなく冷戦崩壊を契機として挙げ、ベルリンの壁崩壊

後に民主化のピークがあり、その後袋小路に陥ったと論じている。その理由に関しては、アラブやイスラームは民主主義に不適合であるといった評価を退け、また経済発展や政治文化からの分析も十分ではないと指摘する。その代わりに、政府とイスラーム復興主義勢力との関係を重視し、その関係を思想と実態の両面から分析することにより、アラブ世界の民主化に関わる評価を試みている。ここでは、イスラーム復興主義勢力と対決しているエジプトと、それを包含しているヨルダンが事例研究に取り上げられている。

これら四者による指摘や評価は、本稿の以下の論述と重なる点もあるが、筆者の理解とは異なる点も多い。以上の評価を踏まえた上で、中東における民主化に関わる政治的な変化について、以下にその一般性と特殊性を論じてみたい。

2. 民主化傾向の概観

ハンチントンの著書『第三の波—20世紀後半の民主化—』以降、「民主化の第三の波」といった言葉が用いられるようになった^(註3)。著書自体は、1974年から90年の35事例を対象としているが、その後の議論では、特に80年代のラテンアメリカ諸国の民政移管や自由選挙、フィリピンの2月革命や台湾の戒厳令解除、韓国の民主化6項目宣言、東欧諸国の体制変革が注目されている。そして中東は、この「民主化の第三の波」に出遅れたとの評価が一般的となっている。「出遅れた」という評価は、単に中東諸国の民主化が上記の国々よりも時期的に遅かったというだけでなく、むしろ民主化の内容が不十分なものであったということを示している。なぜならば、「民主化の第三の波」に89年の東欧が含まれるのであれば、中東の国々がそれよりも時期的に遅れたとは、決して言えないからである。

表1は、中東各国において民主化が始まった年（以後、民主化が後退した場合も含む）と、上述したラテンアメリカ、アジア、東欧及びそれ以降のアフリカ諸国やタイといった中東以外の国々の民主化が始まった年を示したものである（最近では98年のインドネシアも、これに加わろう）。要するに、民主化が始まった時期に関する一覧であり、まずはこの時期に注目して考察を始めたい。

中東の場合は、「第三の波」の対象に含まれる事例もあれば、それよりも遅い事例もある。すなわち、中東諸国の最大の特徴は、そのばらつきにあるだろう。1988年から92年に計12例が集中しているとはいえ、76年エジプトから96年パレスチナまでの21年間に19例が分散している。これに対し、「第三の波」の対象であるラテンアメリカの事例は、79年エクアドルから90年チリまでの12年間で10例、アジアは86-87年に3例、東欧6カ国

表1. 中東諸国の民主化と「第三の波」

年	中東	ラテンアメリカ・アジア・東欧・アフリカ	備考
1976	エジプト		
1977			
1978			
1979	イラン		
1980		エクアドル ペルー	
1981			
1982		ボリビア、ホンジュラス	
1983	トルコ	アルゼンチン ウルグアイ	
1984			
1985			ゴルバチョフ書記長就任
1986	スーダン	グアテマラ、フィリピン	
1987		台湾、韓国 スリナム	
1988	チュニジア、旧北イエメン		
1989	アルジェリア、レバノン、ヨルダン	東欧6カ国、パラグアイ	
1990	シリア、イエメン	チリ、アフリカ諸国	
1991	オマーン		マルタ宣言 ソ連の一元独裁放棄、湾岸危機 湾岸戦争、ソ連解体
1992	モロッコ、クウェイト、サウジアラビア、バハレーン	タイ	
1993			
1994			
1995	イラク		
1996	パレスチナ、カタール		

(当時)に至っては89年にすべて集中している。さらに、アフリカ諸国の場合は、90-91年に28カ国が一党体制から複数政党制への移行やその発表を行っている(以後、民主化が後退した場合も含む)^(註1)。アジアの場合は、その後のタイやインドネシアを加えれば分散していることになるが、ラテンアメリカ・東欧・アフリカを中東と比較すれば、やはりその頻度・集中度は高いと言える。もちろん、政治的な変化に関わる要因は、各国の国内状況やその時々国際情勢によるものだが、国ごとに同様の変化が発生する頻度・集中度が高ければ、それだけ共通の要因による変化であると考えerる妥当性は大きくなる。それゆえ、ラテンアメリカや東欧の民主化に関しては、ある一定の要因で考えることが可能であるにしても、中東の場合は民主化の時期が分散していることから、その要因もより多くの可能性を考えなくてはならない。

このため、本稿では試論として、中東諸国の民主化を「権威主義体制の変化」、「民主的制度の復活」、「湾岸戦争後のGCC諸国の変化」、「その他」に分類し、以下に各国の事例を概観することとする。

A：権威主義体制の変化

エジプト：経済の門戸開放政策及び外交の西側への転換とともに、サダト大統領は74年に一党独裁であったアラブ社会主義連合の内部において、左派・中道・右派の3つの政治勢力が独自に活動することを認め、76年の総選挙では、各派ごとに立候補者が立てられた。この選挙の際、実質的に各政党の設立活動が始まり、選挙後の77年には政党法によって複数政党制が正式に認められた。しかし、最も自由な選挙であったのはこの76年選挙と言われ、以後は政府による各政党への規制や言論統制、度重なる選挙制度の改変により、民主化は停滞した。

スーダン：85年クーデターののち、86年に民政移管が行われ、マフディー文民政権成立。89年、クーデターにより崩壊。

チュニジア：78年暴動の後、81年以降に左派政党の設立認可を行って複数政党制へ移行したものの、野党は議席が取れない状態が続いた。87年にブルギバを追放して成立したベン・アリ政権は、翌88年の憲法改正及び国民憲章制定により、民主化の姿勢を打ち出した。その後、野党勢力との長い調整の末、ようやく93年に選挙法改正が行われ、野党の議席獲得が可能な状況が整えられた。94年総選挙では、史上初めて野党(複数)が議席を獲得した(163議席中計19議席)。

アルジェリア：88年10月暴動の翌89年に新憲法が制定され、複数政党制へ移行。91年12

月の総選挙第1回投票ではイスラーム救済戦線（FIS）が勝利したが、92年1月に軍が介入して選挙を無効とし、3月にはFISを非合法化した。その後は内戦状態に陥ったが、95年に大統領選挙、96年に国民投票による憲法改正（二院制導入など）、97年に下院総選挙が行われた。FISは非合法のままであり、政情が安定したとは言えない。しかし97年総選挙では、体制側2党の議席獲得は58%にとどまったことから、選挙自体は効力を発揮していると見られる（その後、3党による連立政権が成立）。

シリア：80年代末の経済開放政策及び90年湾岸危機時におけるアラブ内穏健派への転向とともに、90年総選挙の際に左派諸政党の与党・国民進歩戦線への加盟承認、諸野党の政党認可、大量の無所属立候補者の容認などを行い、「政治の多元化」を打ち出した。

イエメン：88年、旧北イエメンにおいて総選挙が行われた。90年南北イエメン統一の際には、複数政党制導入と総選挙の公約が発表され、91年国民投票による統一憲法承認（94年改正）、同年政党・政治団体系法、92年選挙法の制定が続いた。93年に、統一イエメン最初の総選挙が実施された。

モロッコ：90年以降、人権諮問評議会設置や政治犯の釈放などが続き、92年、96年には憲法が改正された。新憲法では、国王に対する首相や議会の権限強化や二院制導入、下院全議席直接選挙、地方議会設置などが規定された。改正後の97年11月に下院総選挙が行われ、野党連合が325議席中102議席を獲得して勝利し（与党連合100議席、中道連合97議席）、翌98年2月に国王はそれまでの野党、人民勢力社会主義同盟の党首を首相に指名した。

イラク：88年以後、革命指導評議会廃止や複数政党制・大統領公選制導入などを定めた恒久憲法案が準備されていた。その施行は90年湾岸危機により中座したままだが、実質的にその規定に則り95年に大統領選挙、96年に形式的複数政党制による総選挙が行われた。言うまでもなく、その内実は民主化とは言い難い。

B：民主的制度の復活

トルコ：80年クーデター以降の軍事政権下で、83年に政権が容認した3党のみによる民政移管選挙が実施された。その後、87年に憲法が改正され、同年に完全な自由選挙による総選挙が行われた。但し、軍部の影響力は未だに強く、98年にはイスラーム復興勢力と言われる福祉党が、軍部の圧力により解党させられた（現在の美德党に再編）。

レバノン：75年以降の第二次内戦が、89年ターイフ合意（宗派制度を維持したまま、議席配分等を修正）により收拾されたのち、75年以前の選挙制度により、92年に20年振り

の総選挙を実施。

ヨルダン：89年4月暴動ののち、フセイン国王（当時）が総選挙実施を公約。同年11月、22年ぶりの下院総選挙が行われた。その後、92年には67年第三次中戦争以降続いていた戒厳令の解除とともに、政党法が施行されて複数政党制へ移行した。93年、複数政党制としては37年ぶりの下院総選挙が行われた。

C：湾岸戦争後のGCC諸国の変化

オマーン：81年に設立した諮問評議会（立法権なし。国王・政府に政策上の助言・提言を行う。他国も同様）を、91年に諮問議会に改組（議員59名。各小選挙区の選出委員会が候補者3名を指名して選挙、その結果を国王が考慮して任命。94年80名に拡大）。96年、憲法に相当する基本法（直訳では「白書」）を制定。

クウェイト：86年に政府が議会を停止したのち、90年に暫定諮問評議会選挙を行ったが、湾岸危機で崩壊。92年に議会が再開され、総選挙が実施された（政党禁止、女性参政権なし。議会は立法権を有するが、法律の公布は首長による勅令）。

バハレーン：75年に政府が、憲法及び議会を停止。92年諮問評議会を設置（議員30名、首長による任命。96年40名に拡大）。

サウジアラビア：湾岸戦争後の対政府批判ののち、92年に国家基本法、諮問評議会法、地方行政法を公布。93年に、諮問評議会（議長・議員計61名、国王による任命）及び州議会（議員10名以上、州庁による任命）を設置。

D：その他

イラン：パフレヴィー朝下の75年、国王はそれまでの二大政党を解散させ、新政党・民族解放党（ラヒターヒーズ）の一党体制を確立させた。しかし、79年革命により体制自体が変革し、同年国民投票により新憲法が承認され（89年改正）、80年に総選挙、81年に大統領選挙が実施された。制度的には複数政党制をとっているが、革命後に単独支配体制を確立したイスラーム共和党が87年に活動を停止すると、政党が政権に関わる状況ではなくなった。その後2000年総選挙において、複数政党制は実効性を伴うものとなった。しかし、議会は立法権を有するが、立候補者は憲法擁護評議会の審査を通過しなければならず、議会で可決した法案も、憲法擁護評議会のイスラーム法審査を通過しなければ成立しない。

パレスチナ：暫定自治の行政機関であるパレスチナ自治政府は、93年暫定自治原則宣言、

94年カイロ協定、95年暫定自治拡大協定によって規定され、その立法機関に相当するパレスチナ評議会は、95年暫定自治拡大協定に規定されている。同じ95年には、選挙法が制定され、96年に自治政府首長及び評議会議員選挙が実施された。

カタール：95年政変（宮廷クーデター）のあと、96年に憲法改正や情報統制の緩和を行う。99年、地方評議会選挙（立法権なし。各地方の行政に助言・提言を行う。国政レベルの諮問評議会は72年に設置、議員30名、首長による任命）^(註5)。

このように見てみると、中東諸国の多くに関して、その民主化を論じる必要性が疑わしくなってくる。89年クーデター以後のスーダンや制裁下のイラクを例外としても、クウェイトを除くGCC諸国やエジプト、シリアについては、それらの政治的変化を民主化の進行であるとまでは評価できない。その他の諸国においても、体制側が圧倒的に有利な態勢にある。モロッコやヨルダン、クウェイトでは、立法権を有する議会やその選挙が効力を持ってはいても、国王の権限が形式的にも実質的にも強大である（首相は国王による任命、等）。トルコやアルジェリアでは、制度的には民主化の評価に耐え得るものを備えているが、政権は実質的に軍部の許容範囲内であるべきといった、軍部の影響力を考えなければならない。選挙による政権交代を評価できるのは、レバノン（96年ホッス首相）とイラン（97年ハータミー大統領）だが、レバノンには宗派制度という限界があるし、イランではヴィラーヤテ・ファギーフ体制からくる選挙や立法に対する制約がある。チュニジア、イエメン、パレスチナは、政権交代が選挙を通じて行われる制度的可能性を有しているが、いずれも民主化を行う以前からの政権が維持されている。

もちろん、民主化とは政権交代の可能性を含むものであって、政権交代自体を必要とするものではないし、野党が強くなることでもない。それゆえ、選挙の結果として既存の政権が維持されても、それが民意の反映であり、制度的な問題がない限りにおいては構わない。無論、その制度的な問題が大きな争点であるのだが、それ以上にラテンアメリカや東欧の民主化では、すべての国で政権が交代しているため、それが無い中東の場合は、どうしても一般的な与件として「民主化の不在」を問われることになる。しかし、そうであるならば、ラテンアメリカや東欧との比較の上で中東の民主化が議論される限り、中東諸国の政治体制に対する批判が当を得たものであっても、その結論は最初から決まっていることになる。

私見によれば、中東研究という観点からの問題関心は、中東諸国において民主化に関わる政治的変化が発生した理由は何か、そしてその変化が順調に推移しない理由は何か

ということにある。他の地域と比較して、いかに民主化の内容が不十分なものであっても、中東という視点から捉えられるその変化は、各国または地域にとって大きく、それまでとは異った性質を持つものである。中東に固有の事情があるならば、まずその事情が確認されなければならない。本稿で、最初に時期を重視した理由もここにある。このため、上記2つの理由に関して、中東各国の事例への筆者なりの考察と評価を以下に述べてみたい。

3. 考察

(1) 経済危機——デモ・暴動と構造調整——

上記各事例の背景として考えられる第一の特徴は、経済の悪化である。言うまでもなく、それは景気の後退などといった循環論的な問題ではなく、それまでの経済の体制やシステムに関わる構造的な限界または破綻を意味している。この問題に関し、本稿では「中東の構造的変化」から「国家の辞任」に至る過程という面からの考察を試みたい。

中東の構造的変化とは、1950、60年代の中東諸国では革命やクーデターが続き、それらにより体制変革がなされたが、70年代以降ではデモや暴動が多発し、かつ政治的・社会的不安定性を持ちながらも、体制や政権自体は維持される傾向を指している^(註6)。もちろん、これには79年イラン革命、80年トルコ・クーデター、85年及び89年スーダン・クーデター、87年チュニジア政変、92年アルジェリアの軍介入、95年カタール政変という例外があるが、完全な体制変革と見なしうるものはイラン革命のみであろう。そのほかは、むしろ体制の維持や復活、修正を図ったものと考えられる。ともかく、中東においては70年代以降、政治的な事件・事象に占めるデモや暴動の比重が明らかに高まった。そして、そのデモや暴動は政治的理由によるものを含むにしても、一般には経済、特に国民生活の困窮を直接の契機としている。

その典型的な例としては、エジプト（77年以降5度）、モロッコ（78年以降3度）、チュニジア（78年以降2度）、アルジェリア（88年）、ヨルダン（89年以降3度）、イエメン（91年以降4度）が挙げられる。興味深いことに、これらは本稿の主題である民主化及びIMF・世銀の構造調整の双方と、密接な関わりを有している。77年エジプトの場合は補助金削減に伴う物価暴動であり、同年に政党法による複数政党制の導入が行われている。その後、85年から構造調整協議が始まり（87年受け入れ）、翌86年から90年まで、ほぼ毎年値上げに対する抗議デモが続いた。84年モロッコ及びチュニジアの場合も、同様に構造調整協議に基づく財政の縮小により発生した暴動であり、その後の民主化過程に大き

な影響を与えている。生活困窮や失業から発生した88年アルジェリア、89年ヨルダンの場合は、民主化への直接の契機となったもので、ヨルダンは同年中に構造調整を受け入れている。アルジェリアも世銀との協議を行っていたが、92年軍介入により中断。その後、94年に構造調整を受け入れている。イエメンのみは、88年ないし90年以降の民主化ののちに暴動が発生し、その後の構造調整受け入れの結果、補助金削減による暴動が続いた。イエメンの場合は民主化が先行し、湾岸危機・戦争や94年内戦による経済の悪化が、暴動や構造調整受け入れの原因となった特殊な例と言える。また、トルコでも70年代末に暴動が続き、80年にIMFの勧告に従った経済安定化プログラムを策定した。同じ80年にクーデターが発生するため、この暴動と民主化とは直接的な関わりはない。しかし、クーデターは上記プログラムに反対するものではなく、プログラム策定に至った政治・経済の危機的状況に起因するものだった。それゆえ、軍事政権下でもプログラムは遂行され、民政移管後のオザル政権はそれを強化していった。このため、トルコにも構造調整と民主化が同時進行していく状況がある^(註7)。

要するに、社会主義体制や国王大権下での政府主導による種々の開発政策が成果を挙げられない一方で、深刻な対外累積債務や失業といった経済危機が慢性化した。その結果、経済危機がデモや暴動等の政治危機に発展したために、経済の打開策として構造調整を受け入れた場合もあれば、逆に構造調整を受け入れて補助金削減などを行ったために、デモや暴動が発生した場合もある。デモ・暴動及び構造調整は、前後が事例により入れ替わるにしても、プロセスを巨視的に見れば、その内容に変わりはない。そして、各事例における民主化に関わる政治的な変化も、これらデモ・暴動または構造調整と軌を一にするように始まっている。そこには、デモ・暴動、構造調整、民主化が三角関係を形成するような状況がある。なぜ、この三者はそのような展開を見せるのか。

構造調整に関わる最大の問題点は、開発政策とともにあった生活必需品に対する補助金等の生活保障政策や、失業対策を兼ねた公務員・軍人の大量雇用、及びその他の公共政策の切り捨てにある。上記したような経済の危機的状況に関しては、一般に「政府の失敗」といった表現が使われている。しかし、ここでは「政府の失敗」の結果として生じた変化を重視して、「国家の辞任 (désengagement de l'Etat)」という表現を用いることにする。国家の辞任とは、政府が国民の生活保障から撤退すること、すなわち分配国家としての機能・役割を放棄することを意味する^(註8)。構造調整が経済の収支均衡を図るものである限り、少なくともその過程においては、緊縮財政や為替の自由化による国民生活への打撃は避けられない。しかし、そこには政府が国民生活の保障から撤退するため

に、より強い指導力を必要とするという大きな矛盾が存在する。

デモや暴動は、構造調整を必要とする経済の危機的状況によっても発生するし、構造調整による国民生活への打撃によっても発生する。いずれにしても政府は、構造調整を受け入れた以上、それを遂行するだけの安定性を確保しなければならない。一見、それは強権国家によってなされるかに思えるが、しかし強権国家と分配国家は、実際には不可分の関係にある。それが分配国家でなくなってしまうと、強権国家自体の存続が困難となる。イデオロギーや国王といった支配の支柱は、もはやそれだけで、体制や政府に強権をもたらすものとはなり得ない。このことは、各国政府がデモや暴動の後に打ち出した民主化の姿勢に如実に現われている。それゆえ、そこにおける民主化の目的は、分配国家としての機能を放棄し、かつ経済的困難や政治的混乱を打開・收拾するために必要な、新たな支配の正統性と安定性を既存の政権にもたらすことにあると考えられる^(註9)。

無論、筆者はこれら「上からの民主化」の目的は、民主主義ではなかったと論じているわけではない。「上からの民主化」を契機として、民主主義を目的として追求する議論や行動は大きな潮流となっているし、新たな正統性と安定性を備えた政府が、選挙を通じて新しい別の政権によって担われる制度的可能性もある。しかし、民主的制度の整備がそれまでの生活保障の代替物と捉えることが可能なプロセス、すなわち民主化を民主主義以外の目的のための手段と位置付けることが可能な状況は、制度的にも実質的にも既存の政権に有利な態勢を形成する、ひとつの背景として確認されるべきであろう。

(2) 安全保障上の危機意識——冷戦崩壊と湾岸戦争——

しかし、経済危機及びそこから派生する政治危機のみによって、民主化に関わる政治的な変化が始まったとは考えにくい。その理由は、そのような変化が始まれば、当然野党勢力や政府批判勢力の台頭を予想しなければならず、それは既存の政権や体制の維持にとっての不安定要因や脅威となるからである。特に、国家安全保障に関わる対外的な脅威が強く意識されている場合には、同時にそれと国内の各政治勢力との結び付きも警戒される。そこでは、対内的脅威と対外的脅威の連係という安全保障上の問題が、民主化等の改革の実施に大きな障害となる。しかし、中東において民主化に関わる政治的な変化が続いたということは、それら安全保障に関わる脅威、少なくともその危機意識が減退したということの意味していよう。

アラブ世界では、これまで国家安全保障上の緊張または危機意識が大きく減退した時期が2つある。ひとつは、67年第三次中東戦争のアラブ側大敗により、アラブ民族主義

の権威が失墜して、いわゆる「アラブの冷戦」が解消された時期。これは、それぞれ東西陣営に対応していた共和政国家群と王制国家群との大きな対立関係が、戦争後のサウジアラビアとエジプトの和解を契機に、協調関係に移行したことを意味する。このことは、70年代以降の中東に既述の構造的変化をもたらした、最も大きな要因と考えられている。しかし、民主化という観点からすれば、もうひとつの時期、すなわち米ソ冷戦構造の崩壊の方がより重要な影響を及ぼしている。

先に、中東の民主化に関して21年間で計19例の事例があるが、そのうち12例が1988年から92年の4年間に集中していると述べた（イラクも複数政党制導入などを含めた憲法改正作業の開始を88年に発表しており、これを合わせて考えれば13例となる）。言うまでもなく、その最大の要因は冷戦の崩壊にある。ソ連解体は91年であるが、85年のゴルバチョフ書記長就任から冷戦崩壊に至る変化が始まったと考えてよいだろう。

では、それ以前に民主化に関わる政治的変化が始まった76年エジプト、79年イラン、83年トルコの場合はどうなるか。エジプトの場合は、72年にソ連軍事顧問団を追放するなどして西側への転換を進めたが、それが決定的になるのは、やはり77年サダト大統領のイスラエル訪問とその後の対イスラエル単独和平だろう。これと、74年に始まり77年複数政党制導入に至る決定や政策を考え合わせると、サダト大統領による民主化は政権（アラブ社会主義連合）内の左派を排除することを意図したものであったと言える。現在まで圧倒的多数の議席を占め続ける与党・国民民主党は、複数政党制への移行の過程でサダトが結成したものであり、それは旧アラブ社会主義連合内の中道勢力をまとめたものであった。よってエジプトの民主化の場合、左派を政権から切り離すという機能を果たすものでもあり、民主化自体が冷戦構造下における東側から西側への転換のためのひとつの道程と位置付けられる。それゆえ、これは冷戦構造という状況に深く関わった民主化であり、88年以降に民主化を始めた他のアラブ諸国とはまったく事情が異なる。

一方、イランとトルコは旧ソ連と国境を接しており、その安全保障上の脅威はアラブ諸国とは比較にならない。にもかかわらず、79年にはイランが革命を、83年にはトルコが民政移管選挙を行っている。特にイランの場合は、ソ連軍アフガニスタン侵攻と同年であり、革命前後の報道その他でもソ連の対応が注目されていた。しかし、イラン革命はイスラーム復興という東西陣営のどちらにも属さない、少なくとも当時の国際政治においては極めて特殊なイデオロギーによる革命であった。その革命は反共・反ソでもあったが、むしろ反米の傾向をより強く持つものであり、現在のような米ソ協調という国際環境においてよりも、米ソ冷戦下の方が成立しやすい革命であったかもしれない。そ

はともかく、イラン革命への評価は幅広く、現在でも進行中の課題であるので、本稿では革命自体が冷戦とは関わりなく国内から発生したものであり、革命以後の選挙制度も専制時代をアンチテーゼとしてなされた側面を持つという指摘にとどめたい。トルコの場合は、それまでも軍事クーデターののちに民政移管というプロセスを繰り返しており、かつ軍部は世俗主義の守護者であるとともに反共・反ソの牙城として、その政治的影響力を保持し続けた。それゆえ、民政移管選挙が、そのまま米ソ冷戦に関わる脅威や危機に直結するような状況にはなかったと考えられる。

さて、88年からの4年間に民主化に関わる政治的変化が始まった12の事例についてだが、そのすべてが冷戦崩壊の影響を直接受けたものとは言い難い。これらのうち、オマーン、クウェイト、サウジアラビア、バハレーンの事例は、明らかに冷戦崩壊ではなく湾岸危機・戦争を契機としている。1990年以後の中東における諸変化を論じる際の困難は、冷戦崩壊（89年マルタ宣言～91年ソ連解体）と湾岸危機・戦争（90-91年）が重なったために、様々な変化がそのどちらを原因とするものなのか、見極めがつかないところにある。

このため、これら12例についても、冷戦崩壊と湾岸危機・戦争との関わりを論じることが難しい。たとえば、湾岸危機・戦争時にモロッコ、アルジェリア、チュニジア等では、政府が対イラク包囲網に参加する立場をとったのに対し、民衆レベルでは大規模な反米デモや暴動が生じている。それらのデモや暴動には、野党や政府批判勢力（特にイスラーム復興主義勢力）が関わっており、当時各国で大きな政治問題となった。それが、その後の民主化に影響を及ぼしたことは明らかであり、この場合は各事例の民主化に、冷戦崩壊と湾岸危機・戦争の双方が影響しあっていることになる。しかし、その具体的な因果関係やプロセスを分析することは不可能に近い。それゆえ、本稿ではとりあえず、上記した湾岸アラブ4カ国では湾岸危機・戦争、それ以外の8例では冷戦崩壊を重視して、それぞれについて指摘を行いたい。

湾岸アラブ4カ国のなかで、クウェイトは閉鎖されていた議会の再開が民主化にあたる。よって既述の分類に関しては、「B：民主的制度の復活」にも該当するのだが、湾岸危機・戦争がなければ議会の再開もなかったとの判断から、「C：湾岸戦争後のGCC諸国の変化」に加えた。クウェイトを除く3例は、いずれも立法権のない諮問評議会であり、他の中東各国における民主化とは大きな開きがある。しかし、サウジアラビアとバハレーンの場合は、この時期にようやく新設されたものであり、特にサウジアラビアでは国家基本法は1962年、諮問評議会法及び地方行政法は75年からの懸案であった^(註10)。それら

は長く実現しなかったが、湾岸危機・戦争時における国外からの批判やその後の国内からの批判が、サウジアラビア政府に改革を強く促した結果の変化と言える。湾岸危機・戦争によってこれら4カ国が大きな変化を経験したことは事実であり、その内実がどうであれ、民主化に関わる政治的な変化もそのなかにある。GCC諸国が他の事例と大きく異なるのは、近年経済状況が悪化しているとはいえ、未だ分配国家であり続けていることにある。このため、GCC諸国における民主化の問題も、分配国家というその特殊性から考察されなければならないだろう。

これら4カ国以外の8例における、冷戦崩壊による安全保障上の危機意識の減退に関する最も象徴的な出来事は、90年南北イエメン統一である。イエメン統一の最大の要因が、中東における唯一のマルクス・レーニン主義国家であった旧南イエメンの経済的疲弊と、統一の前年である89年に生じた東欧各国の共産政権崩壊にあったことは疑いない。そして、この統一を契機として、イエメンの民主化は一段と加速されることになる。

しかし、より重要なことは、イエメンを含む各国において「外国の脅威」に関する認識が、冷戦崩壊の過程で著しく低下したことだろう。「アラブの冷戦」または米ソ冷戦下では、外国の影響力や介入による政権転覆は、事実としても可能性としても存在していた。それゆえ、各国は治安対策や情報統制など、安全保障上の対策を最優先させていた。しかし、冷戦崩壊はそれらの安全保障対策を相対化させ、費用対効果を考えるような質的及び意識的变化をもたらした。無論、各国で程度の差はあるものの、一般に冷戦崩壊後はその国内治安対策や情報統制は緩和の傾向にある。また、たとえば構造調整による軍人の削減などは、このような危機意識の減退がなければ、到底実施できるものではない。

同時に、ソ連東欧の崩壊に至る情勢の変化は、経済の悪化や「政府の失敗」を社会主義経済体制そのものに求める傾向を決定的なものとした。それはチュニジア、アルジェリア、シリアにおいて、80年代末から経済改革を実施させ、共産国家であった旧南イエメンは国家そのものが消滅した。そして、社会主義経済への批判は一党独裁という政治体制の否定につながり、その裏返しとして複数政党制への移行が当然の措置であると、政権と在野の政治勢力の双方に認識された。チュニジア、アルジェリア、統一イエメンの新憲法は、そのような経済と政治が連関した変化の結果と言える。新たな経済体制を求める状況は、旧経済体制を支えていた政治システムの改変をも迫り、民主化という政治改革を現出させたのである。

いずれにしても、国家や政権の崩壊は国外からではなくて、国内の情勢から発生するとの認識が強まった結果として、国内の政治状況や各政治勢力に対する認識も変化した。

当然そこでも、野党や政府批判勢力は既存の政権にとり対立や脅威の対象であったが、以前のようにそこに外国の要素を考慮する必要はなくなったし、また改革が必至という認識では、国内のすべての政治勢力にコンセンサスが存在するようになった。個々の事例についての記述は割愛するが、この時期の民主化の進行には、政権がその存続のために国内の自由化や統制緩和を図る一方で、野党や政府批判勢力は外国からの支援を見込めないという、新たな状況が大きく作用している。

4. 評価

中東諸国の民主化の過程において、イスラーム復興主義勢力が台頭していることはよく知られている。これに関しては、既に多くの研究や報告がなされているので、本稿では個別の事例に言及しない。ただ、1967年第三次中東戦争以後、アラブ民族主義の権威が失墜した結果、イスラームに関わる政治的な価値観が新たな選択肢として支持され、それが上記「政府の失敗」及び既存の体制・政権の権威主義や腐敗に対する批判・非難と結合したことにより、イスラーム復興主義の思想と運動が急速に拡大したことは事実であろう。そして、それが民主化の過程でより大きな影響力を持つ政党や政治勢力となったことは、大半の事例で重なっている。無論、イスラーム復興主義の問題は、中東のみならずイスラーム世界や欧米をも含めて議論しなければならないが、イスラーム復興主義の台頭が中東の民主化の大きな特徴であることは、既に自明のことである。

しかしながら、イスラーム復興主義が民主化の原因であったとは言えない。ここで言うイスラーム復興主義の台頭は、以前から存在していたものが民主化によってさらに拡大・成長したという意味であって、それが民主化の直接の契機となったり、民主化の進行を後押ししたということではない。むしろ実際の民主化は、イスラーム復興主義勢力を除外して進められる事例が多く、それは「上からの民主化」にとっての最大の障害物となっている。イスラーム復興主義の問題は、民主化に関わる政治的变化が発生した理由ではなくて、その変化が順調に推移しない理由により深く関わるものである。それゆえ、この問題は最後に述べることとし、民主化の発生要件についての評価を先にまとめたい。

これまで、中東諸国の民主化に関わる政治的な変化の背景ないし要因として、デモ・暴動、構造調整、冷戦崩壊、湾岸危機・戦争といった問題を指摘してきた。各国の民主化とこれらの問題との関わりを整理すれば、表2のようになるとと思われる（89年クーデター以後のスーダンと制裁下のイラクを例外として除外）。

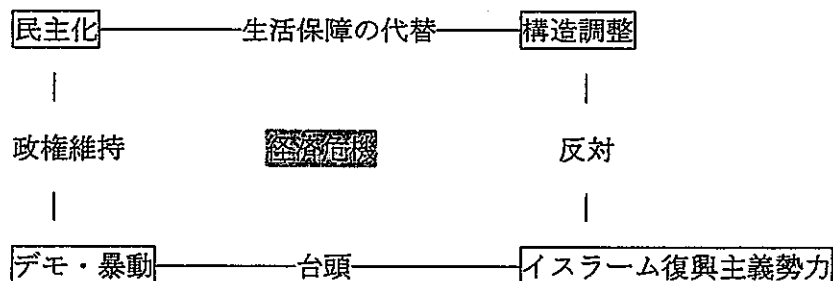
表2. 中東諸国の民主化の背景

	デモ・暴動	構造調整	冷戦崩壊	湾岸危機・戦争	その他
モロッコ	○	○	○	△	
アルジェリア	○	○	○	△	
チュニジア	○	○	○	△	
エジプト	○	△			○
ヨルダン	○	○	○		
シリア			○	△	
レバノン			○		○
パレスチナ			△	△	○
サウジアラビア				○	
クウェイト				○	
バハレーン				○	
オマーン				○	
カタール					○
イエメン	△	△	○		
イラン					○
トルコ		△			○

(筆者作成)

これら中東諸国のすべての事例を貫く、共通の要因や背景は存在しない。デモ・暴動や冷戦崩壊といった個々の理由によって、いくつかの国を括ることはできるが、それは部分にすぎない。経済の悪化及び社会主義や安全保障に関わる意識の変化といった、より深層の要素を考えるにしても、やはり例外が多すぎる。それゆえ、中東という枠組みでの、民主化の成立要件に関する一般性は確認できない。経済の悪化が、GCC諸国の変化の原因となったとは考えられないし、意識の変化を扱うには、各事例間の時間的な幅が大きすぎる。よって、民主化の成立要件については、中東とラテンアメリカや東欧を比較することはできない。ただ、イラン、トルコ、GCC諸国以外の、アラブ諸国に関してはエジプトの先行性といった問題を考慮すれば、経済の悪化及び意識の変化という共通性のある程度は見出せる。そこにおいては、経済状況や冷戦崩壊という面からのラテンアメリカまたは東欧との比較も有効となろう^(註1)。

一方、民主化の内容に関しては、その一般性を指摘することができる。それは、既存の体制・政権の維持とイスラーム復興主義勢力の制限ないし排除であり、両者は実質的に同じ問題である。ここで仮に、デモ・暴動や構造調整が該当するケースに限り、民主化におけるイスラーム復興主義勢力の位置付けを試みるならば、それは以下の図のようになると思われる。



経済危機が民主化に関わる政治的変化の主たる要因であることは明らかであり、そこからデモ・暴動が発生し、構造調整の受け入れも始まる。そこにおいて政権は、国民生活の保障という分配国家としての役割を放棄する。その代替物として民主化措置を行うが、それはあくまで既存の政権の維持を前提としたものとなる。一方、同じデモ・暴動を契機としてイスラーム復興主義勢力は著しく台頭し、構造調整受け入れには反対の立場をとるが、政権維持の前提に反するものとして、民主化からは疎外される。事例により異なる点はあるとしても、民主化とイスラーム復興勢力の基本的な構図を、以上のよう捉えることは可能であろう。では、このような構図を生み出す、最も基礎的な社会状況とは何であろうか。それは、おそらく「保守と革新の混乱」と呼ぶべきものにあると考える。

筆者は、先に述べたアラブ民族主義の権威失墜からイスラーム復興主義の台頭を直接結び付ける、反比例的な展開に疑問を持っている。両者の間には、連結器の役割を果たすような何らかの存在が必要であり、それを筆者は政権による「イスラーム強調政策」と、それによって生み出された「保守と革新の混乱」といった新たな状況にあると考えている。通常「保守と革新の混乱」と言えば、ソ連東欧の共産政権崩壊に伴い、革新であるべき社会主義・共産主義が自らの過去に立脚して保守となるような、または何をもって保守・革新とするか不明確であるような状況を意味している。筆者は、これと同様な変化や状況が、ソ連東欧の崩壊に先行する70年代のエジプト及び80年代の他のアラブ諸国において、既に経験されていたと考えている。それは、革新であったアラブ民族主義がその存続を図る保守となり、一般には保守と理解される宗教勢力が、改革や体制変

革の旗手としての革新となるような「保守と革新の混乱」である^(註12)。

エジプトの民主化が、政権内左派排除の側面を持つことは既に述べた。それと同時期に、サダト大統領は同じく左派を牽制するために、イスラームを強調したり、宗教勢力を取り込もうとする諸政策を実施している。1971年にイスラームを国教とし、シャリーアを主要な法源とする憲法改正を行った。同年以降には、ムスリム同胞団を含む政治犯の釈放を開始し、各大学には左派学生に対抗するイスラーム系の学生組織を作り始めた。国内の新聞やマスコミはイスラーム・キャンペーンを始め、そのなかで73年第四次中東戦争はジハードと規定された^(註13)。そして、同じような傾向が、エジプトに続くようなかたちで、他のアラブ諸国においても見られるようになる。アルジェリアでは、70年以降に政府公認のモスク建設が急増し、84年には学校教育のアラビア語化やイスラーム研究センターの設立が続く。モロッコでも、70年代に大学等でイスラーム復興主義の新しい運動が生じ、79年から各大学にイスラーム学科が新設された。旧北イエメンでは、イスラーム復興主義勢力が79年旧南イエメンとの国境衝突や、その後の反政府勢力との戦闘に動員された^(註14)。80年代にモスクの建設が増加する例や、政府がウラマーへの統制を強めてイスラームに関する発言の主導権を握る例は、多くのアラブ諸国に存在する。

無論、このようなイスラーム強調政策には、各国個別の理由がある。たとえば、モロッコでの運動は、エジプトと同様に国家が左派を牽制するために利用したものであったし、シリアでのモスク建設は、81年ハマー暴動以後のシリア・イスラーム戦線（ムスリム同胞団）弾圧に際し、それとのバランスで、政権によるイスラーム重視を示す目的もあったと考えられる。しかしながら、そこには政権が体制の強化という目的のために、イスラームを利用し始める共通の傾向が存在する。その傾向は、アラブ民族主義が全盛であった時期に、イスラームが少なくとも政治的には顧みられなかった状況とは、全く異質なものである。そして、その変化のなかでイスラーム復興主義は、左派や世俗主義リベラルに対しては保守であっても、改革や体制変革を求めるという意味や立場では革新となるような変質を遂げ、その勢力を拡大した。言うまでもなく、各国で民主化に前後して設立されたイスラーム復興主義に関わる組織や政党、及びそれらの勢力伸張が、その証左である^(註15)。

しかし、イスラーム復興主義の急速な拡大は、イスラーム強調政策をとった政権側の思惑から、著しく逸脱するものであった。その結果、政権によるイスラーム強調政策を契機に伸長したイスラーム復興主義は、逆に政権にとって脅威となり、警戒や弾圧の対象となっていく。エジプトにおける81年のムスリム同胞団大量逮捕やアルジェリアの事

例が、その極端な現れである。またヨルダン、イエメン、レバノンでは、イスラーム復興主義に関わる政党が公式に活動しているが、モロッコやチュニジア、シリアでは、そのような政治組織は、政党として認可されていない。

一方、政権側もこの時期に、それまでのイデオロギーや安全保障を優先する姿勢から、現に存在する経済・社会問題の解決を重視する姿勢に変質した。既述の自由化や構造調整などは、その具体例である。それは一般に、当時では脱イデオロギー化と、最近ではプラグマティックな傾向と呼ばれている。無論、このプラグマティックな傾向は政権に限ったものではなく、イデオロギー偏重よりも経済や国民生活を重視する体制や政権が望ましいとする、社会的な要請そのものでもあろう。とすれば、そこにはイデオロギー化したイスラーム復興主義と脱イデオロギー化したプラグマティックな傾向という、相反する思想状況が併存していることになる。私見によれば、両者の併存こそが、中東の最大の特徴である^(註16)。

これまでの記述は、民主化の要因ないし背景について共通性を見出せた、GCC諸国以外のアラブ諸国に関するものだが、それ以外の国々にも重なる点が多い。イランでイスラーム復興主義が革命イデオロギーとなった状況や、クウェイトで選挙に参加しているイスラーム復興主義に関わる団体などは、「保守と革新の混乱」と捉えることができよう。また、イラン・ハタミー政権への現実主義という評価や、トルコでの政権と美徳党の関係には、プラグマティックな傾向とイスラーム復興主義の併存を見ることができる。それゆえ、民主化の要因や背景についての一般性はないが、この部分の記述に関しては、中東全般である程度の共通性を見出せると考える。

以上のような状況の下で、中東諸国の民主化は行われた。そこでプラグマティックな傾向が重視されれば、眼前の諸問題の解決さえできるのなら、どのような政権でも構わないということになる。イデオロギー上の対立がなく、どのような政権でも良いという状況は、実際には政権交代の方向ではなく、それまでの基盤と経験を有する既存の政権を選択する方向に、大きく貢献することになる。逆にイスラーム復興主義が重視されれば、その政治参加が阻害されている状況が非難され、体制を変革し得る唯一の政治イデオロギーとして支持されることになる。すなわち、イスラーム復興主義こそが、あらゆる問題を解決する唯一の選択となる。プラグマティックな傾向にも、イスラーム復興主義にも、実質的な選択肢は一つしかない。中東各国の民主化は、この両者がせめぎ合う政治状況のなかで、様々なかたちで形成され変化しているものと捉えられる^(註17)。

イスラーム復興主義を除き、各政党・政治勢力間にイデオロギー上の対立がないのな

ら、既存の政権が有利となる態勢は、当然の結果と言える。その一方で、唯一の政治イデオロギーであるイスラーム復興主義は、民主化から疎外されている。中東の多くの国で、複数政党制の導入や選挙の実施が行われるようになった。少なくとも制度的な面を見れば、それは間違いなく民主化であり、政治の自由化である。しかし、選択肢は広がっているはずなのに、実際の選択は極めて限られている。デモや暴動が起きても、構造調整で生活に打撃を受けても、選挙による政権交代が見られない理由が、政権側の操作や工作のみにあるとは思えない。そこには、「開放と閉塞の同居」といった、極めて現代的な状況が深く影響していると考ええる。

—注—

(注1) この論争については、小杉泰「市民社会論をめぐる基本問題—地域研究と比較政治学の間で—」(文部省科学研究費補助金創世的基礎研究「イスラーム地域研究」、Proceedings Series No.1『いま、なぜ市民社会なのか—現代イスラーム世界における民主化の再検討—』、1999年、5-24ページ)に、よくまとめられている。

(注2) Ayubi, Nazih N., *Over-stating the Arab State: Politics and Society in the Middle East*, London, I.B. Tauris, 1995, pp.399-414. Deegan, Heather, *The Middle East and Problems of Democracy*, Buckingham, Open University Press, 1993, pp.119-133. Ibrahim, Saad E., "Civil Society and Prospects of Democratization in the Arab World", Norton, Augustus R. (ed.), *Civil Society in the Middle East*, vol.1, 1995, pp.45-51. Ghadbian, Najib, *Democratization and the Islamist Challenge in the Arab World*, pp.3-15. イスラーム復興主義に関しては、四者とも異なる表現を用いているが (Islamist movements, Islamic political activismなど)、本稿では訳語はすべて「イスラーム復興主義」に統一した。また、「化粧品のような民主主義」や「ストリート・ポリティクス」は、Ayubiのみによる用語ではなく、他の研究でも用いられている。

中東やイスラーム世界の民主化一般に関わる研究としては、主として以下のものがある。Brynen, Rex et al. (eds.), *Political Liberalization and Democratization in the Arab World*, 2vols, Boulder, Lynne Rienner, 1995,98. Garnham, David et al. (eds.), *Democracy, War, and Peace in the Middle East*, Bloomington, Indiana University Press, 1995. Swedish Research Institute in Istanbul Transactions. vol.7, *Civil Society Democracy and*

the Muslim World, 1997. Tibi, Bassam, *The Challenge of Fundamentalism: Political Islam and the New World Disorder*, Berkeley, University of California Press, 1998. Magnarella, Paul J. (ed.), *Middle East and North Africa: Governance, Democratization, Human Rights*, Aldershot, Ashgate, 1999. Harik, Iliya, "Pluralism in the Arab World", Hopkins, Nicholas S. et al. (eds.), *Arab Society: Class, Gender, Power, and Development*, Cairo, the American University in Cairo, 1997. Joffe, George, "Democracy in the Maghreb", Jawad, Haifaa A. (ed.), *The Middle East in the New World Order* (second edition), Houndmills, Macmillan, 1997, pp.35-60. Zartman, William, "The Challenge of Democratic Alternatives in the Maghrib", Ruedy, John (ed.), *Islamism and Secularism in North Africa*, Houndmills, Macmillan, 1994, pp.201-218.

(注3) Huntington, Samuel P., *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman, University of Oklahoma Press, 1991. 坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波—20世紀後半の民主化—』三嶺書房、1995年。中東諸国に関しては、本書の対象である35事例にトルコとスーダンが含まれている。そのほかにはチュニジア、アルジェリア、エジプト、ヨルダン、イラン、イラク、イエメンに若干の言及がある。

(注4) 小田英郎「アフリカの民主化と政治体制—複数政党制への移行の問題を中心に—」(小田英郎・富田広士編『中東・アフリカ現代政治—民主化・宗教・軍部・政党—』勁草書房、1993年) 187ページ。

(注5) リビア、イスラエル、アラブ首長国連邦、アフガニスタンは、制度的な変化が見られないので除外した。本文の記述には(注2)で挙げた文献とともに、以下のものを参照した。日本国際問題研究所平成8年度自主研究報告書『中東諸国における民主化と政党・政治組織の研究』、1997年。The Middle East and North Africa 1997 (43rd edition), London, Europa Publications, 1996. 伊能武次『エジプトの現代政治』湖北社、1993年。青山弘之「もうひとつの和平交渉?!—1990年代のアル・アサド政権とシリア・ムスリム同胞団—」(『現代の中東』第25号、1998年9月) 19-34ページ。

(注6) 伊能、『エジプトの現代政治』、3-18ページ。

(注7) 本来、構造調整は世銀により融資受入国に課せられる構造調整計画(中長期的経済政策)のことを指し、IMFの安定化計画(スタンド・バイ・クレジットによる短期的な財政及び国際収支の改善)とは区別されたものだったが、最近では両者を総合して構造調整と呼んでいる。本文ではトルコ、エジプトに関しても構造調整と記しているが、それらは両者が総合されて捉えられる以前のIMF安定化計画によるものである。

(エジプトには、91年以降に世銀が参加)。本文の記述には既出の各資料とともに、日本国際問題研究所平成10年度自主研究報告書『中東諸国の構造調整と社会問題』、1999年を参照した。

(注8) MIYAJI, Kazuo, "L'industrie sucriere devant les mesures d'ajustement", Ben Ali, Driss et MIYAJI, Kazuo (eds.), *L'Industrie Marocaine A L'Epreuve de L'Ajustement*, アジア経済研究所、1990、pp 301,354. 直訳では「国家が手を引くこと」だが、一般に「国家の辞任」と呼ばれる。

(注9) Deeganは、構造調整は途上国に対する欧米の民主化圧力の一環であるが、その民主化には、大衆ではなくエリートのためのものという側面があると指摘している。Deegan, *The Middle East and Problem of Democracy*, p. 131.

(注10) 富塚俊夫「サウジアラビア」(板垣雄三編『中東アナリシス—湾岸戦争後の中東諸国事情—』第三書館、1991年) 33ページ。

(注11) (注2) に挙げた中東諸国の民主化に関する諸研究のうち、Joffe, "Democracy in the Maghreb"とZartman, "The Challenge of Democratic Alternatives in the Maghrib"は、モロッコ、アルジェリア、チュニジアというマグレブ3カ国の事例をまとめて、そこでの一般性を論じている。確かに本稿でも、これら3カ国の状況には共通点が多い。しかし、本稿での考察に従えば、これら3カ国にヨルダンまたはイエメンを加えても、その一般性は論じられると思う。

(注12) 19世紀以降のイスラーム改革思想・運動や、1960年代までのイスラーム復興主義も、保守であり革新でもあるという性質を確かに持っている。しかし筆者は、70年代以降のイスラーム復興主義は、イスラーム強調政策を契機に変質したと考えている。これに関わる詳論は別稿に譲るが、ここで言う変質とは、社会主義が選択肢から外れ、脱イデオロギー化が進むなかで、イスラーム復興主義が唯一の明確な政治イデオロギーとなる過程を意味する。言い換えれば、それは保守と革新の対立という構図が崩れるに従い、以前から保守と革新の双方の要素を併せ持っていた、あるいは保守と革新という概念では捉えきれなかったイスラーム復興主義の思想内容と、その周囲の政治状況が同調していく過程である。

(注13) 伊能、『エジプトの現代政治』、84-85、104-105、205-206ページ。

(注14) 私市正年「マグレブ諸国のイスラーム主義運動—社会的背景と組織の実態—」(『国際問題』第411号、1994年6月) 32-40ページ。拙稿「イエメン社会における部族ファクター—不安定要因か、アイデンティティの基盤か—」(酒井啓子編『中東諸国

の社会問題』アジア経済研究所、1998年) 135ページ。

(注15) 80年代以降のアラブ世界におけるイスラーム復興主義勢力の拡大に関しては、79年イラン・イスラーム革命の影響を指摘する場合が多いが、筆者個人はこのイスラーム強調政策の方が、より大きな影響を及ぼしたと考えている。

(注16) 両者の併存は、対立とは限らない。既にこの状況は、保守と革新や世俗と宗教といった枠組みでは、捉えることのできないものとなっている。それは、勢力や集団の間で対立を引き起こす一方で、個々人が両者をともに支持することが可能なものでもある。この併存は国家や社会においても、個人の内面においても、成立し得る。イスラーム復興主義勢力が関わるデモに数万人が参加しながら、選挙では既存の政権が圧勝するような事象も、この併存を背景としていよう。

(注17) 筆者によるこのような評価は、冒頭で述べたGhadbianのアプローチと似通っている。しかし、Ghadbianが政府対反政府という政治闘争の視点から捉えているのに対し、筆者はより深層に位置する、目の前の問題を解決することと理想社会を作ることのどちらを優先するのかという選択に、またはこの2つが二者択一的にならざるを得ない状況に、着目している点が異なると思う。